

## 国立公園内で規制される行為について

国立公園区域内に特別地域、特別保護地区または海中公園地区が指定された場合、当該地域・地区における一定の行為については、環境大臣の許可が必要となります。また、普通地域内でも一定の行為については届出が必要となります。

許可と届出が必要な行為は表1のとおりです。

表1. 行為規制の種類（要許可行為と要届出行為）

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	① 工作物の新築、改築、増築 ② 木竹の伐採 ③ 鉱物や土石の採取 ④ 河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑤ 指定湖沼への汚水の排出等 ⑥ 広告物の設置等 ⑦ 指定する物の集積又は貯蔵 ⑧ 水面の埋立等 ⑨ 土地の形状変更 ⑩ 指定植物の採取等 ⑪ 指定動物の捕獲等 ⑫ 屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬ 指定する区域内への立入り ⑭ 指定地域での車馬等の乗り入れ ⑮ 政令で定める行為
	特別保護地区	特別地域の行為に加え ① 木竹の損傷 ② 木竹の植栽 ③ 家畜の放牧 ④ 物の集積又は貯蔵 ⑤ 火入れ、たき火 ⑥ 植物の採取等 ⑦ 動物の捕獲等 ⑧ 車馬等の乗り入れ ⑨ 政令で定める行為
	海中公園地区	① 工作物の新築、改築、増築 ② 鉱物や土石の採取 ③ 広告物の設置等 ④ 指定動植物の捕獲等 ⑤ 海面の埋立等 ⑥ 海底の形状変更 ⑦ 物の係留 ⑧ 汚水の排出等
届出を要する行為	特別地域 (事後)	① 特別地域の指定時における既着手行為 ② 非常災害のために必要な応急措置
	(事前)	③ 指定地域での木竹の植栽、家畜の放牧
	特別保護地区 海中公園地区 (事後)	① 特別保護地区、海中公園地区の指定時における既着手行為 ② 非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 (事前)	① 大規模な工作物の新築、改築、増築 ② 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③ 広告物の設置等 ④ 水面の埋立等 ⑤ 鉱物や土石の採取（海域では※のみ） ⑥ 土地の形状変更 ⑦ 海底の形状変更（※） （※）海中公園地区周辺での行為に限る